

福島医発第 2517 号（地）
令和 4 年 12 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（一部改正）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠 125mg）の医療機関及び薬局への配分については、令和 4 年 11 月 25 日付福島医発第 2384 号（地）にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、標記通知が一部改正された旨、周知依頼がありました。

本改正は、本年 11 月 22 日に緊急承認された新型コロナ治療薬「ゾコーバ（エンシトレルビル）」と感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の発生届に関して、Q&Aを追加するものです。

同Q&Aより、ゾコーバは感染症学会のガイドラインにおいて、重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者のうち、高熱・強いせき症状・強い咽頭痛などの臨床症状がある者が投与対象とされており、発生届の対象のうち、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者」の新型コロナ治療薬の範囲には含まれていないため、重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者にゾコーバを投与した場合は、発生届の提出は不要とされております。

ただし、重症化リスクがある者に対して、規定されている新型コロナ治療薬（ロナプリーブ、ステロイド薬、ゼビュディ、トシリズマブ、パキロビッド、バリシチニブ、ラゲブリオ、ベクルリー）の投与が必要な者と医師が判断したものの、最終的にゾコーバが投与された場合には、発生届を提出することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。